② Not come under the category of anti-social forces defined by Article 2 of the Regulations for Corresponding to Anti-Social Forces by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN (Regulation 22, Item 37)

③ Have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN for FY 2014, 2015 and 2016 "Manufacture of products : Computers and peripheral equipment", "Sale of products : Computers and peripheral equipment", "Provision of service : Information literacy", "Provision of service : leasing"

④ Regarding other matters, see the bid instruction manual

⑺ Reception period of tender form (when tendering by mail) : 5 : 00 PM August 28, 2015

⑻ Contact Point for the notice : Etsuko Tanii, Financial Management & Accounting Department, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN Toranomon No.37 Mori Building, 3―5―1, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8453, Japan. TEL 03―5470―1507 FAX 03―5470―1512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年8月7日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役　財務部長　饒平名知克

◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　購入等件名及び数量　「中小機構業務用パソコン等の調達」一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結日から平成31年９月30日まで。

⑸　履行場所　仕様書による。

⑹　入札方法　入札金額は、請負金額の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領※（以下「要領」という。）第２条及び第３条の規定に該当する者ではないこと。

※要領については機構ＨＰの（http://www.smrj.go.jp/kikou/disclo/zuiikeiyaku/059009.html）を参照。

⑵　中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第２条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。

⑶　中小企業基盤整備機構平成26・27・28年度競争参加資格審査において、「物品の販売　電子計算機類」、「役務の提供　賃貸借」、「役務の提供等　情報処理」、の区分のいずれかに登録された者で、ランク「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。

※新たに入札参加資格を得ようとする者は、平成27年８月17日（月）12時00分（必着）までに３⑵の場所に必要な書類を添えて競争参加資格の申請を行うこと。

※申請方法、申請書類等は、当機構の「平成26年・27年・28年度競争参加資格審査提出要領（物品製造等）（以下「入札・契約情報／資格審査」「要領」という。）」に基づき作成すること。なお、要領、申請方法、申請書類等については、当機構ＨＰの（http://www.smrj.go.jp/utility/bid/shikaku/index.html）を参照。

⑷　その他事項については、入札説明書を参照のこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札説明書等の交付期間、交付場所及び方法

①　交付期間　平成27年８月７日（金）から平成27年８月17日（月）まで。

②　交付場所及び方法　当機構ＨＰの（http://www.smrj.go.jp/utility/bid/index.html）から入札説明書、入札心得その他必要様式をダウンロードする。仕様書は、入札説明会にて配布する。入札説明会に出席できない者は、返信用の切手（400円）を貼付した封筒（角０相当）を同封の上、請求すること。なお、仕様書は入札終了後、返却のこと。

⑵　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先　〒105―8453 東京都港区虎ノ門３－５－１　虎ノ門37森ビル　独立行政法人中小企業基盤整備機構　財務部　三田麻起子　電話03―5470―1507　ＦＡＸ03―5470―1512

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成27年８月11日（火）14時00分　中小企業基盤整備機構　９階　９Ｂ会議室　入札説明会に参加を希望する者は、平成27年８月10日（月）17時00分までに上記３⑵の場所にＦＡＸ（会社名及び出席者明記のうえ（形式自由））により申請すること。

⑷　入札書の受領期限（郵送による入札の場合）平成27年８月28日（金）17時00分（必着）

⑸　開札の日時及び場所　平成27年８月31日（月）15時00分　中小企業基盤整備機構　９階　９Ｈ会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札書及びその他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　中小企業基盤整備機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、次に有効な入札をした者を落札者とすることがある。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomokatsu Yohena, General Manager, Financial Management & Accounting Department, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN

⑵　Classification of services to be procured : 14, 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Procurement of PCs for Business and Other Related Products for SME Support, JAPAN, 1 set

⑷　Fulfillment period : From day of contract start date through September 30, 2019

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 2 and 3 of the Detailed Regulations for the Application of Accounting Regulations by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN

②　Not come under the category of anti-social forces defined by Article 2 of the Regulations for Corresponding to Anti-Social Forces by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN (Regulation 22, Item 37)